

三原村会計年度任用職員

(小学校児童学習支援員・特別支援学級及び複式学級の補助) 募集要項

受付期間 令和 7 年 4 月 17 日（木）から 4 月 23 日（水）まで

- (1) 身分 三原村会計年度任用職員（パートタイム職員）
- (2) 任用期間 任用決定日～令和 8 年 3 月 31 日
- (3) 選考方法 書類審査及び面接試験
- (4) 試験日 令和 7 年 4 月下旬の指定する日
- (5) 申込みについて

三原村教育委員会（中央公民館内）まで郵送又は持参してください。
募集に関して不明な点等がありましたら、電話等にてお問い合わせください。

1 受験資格

地方公務員法第 16 条に掲げられる次の事項に該当しないこと。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 三原村職員として懲戒処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加わった人

2 報酬及び勤務条件等

- (1) 報酬（給与）は、条例等の定めるところにより、通勤に係る報酬、超過勤務に係る報酬、期末手当等がそれぞれの支給要件に対して支給されます。
- (2) 休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始です。
- (3) 勤務時間等は職種により異なります。別紙募集一覧をご確認ください。
- (4) 年次有給及び慶事に係る休暇等の制度があります。令和 6 年度に三原村会計年度任用職員であった方は、利用のなかった年次休暇分につきまして繰越があります。
- (5) 法定の社会保険制度を適用します。また、村の非常勤職員公務災害補償制度が適用されます。

3 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。パートタイムでの募集ですが、営利企業への従事（副業・兼業）についてはパートタイムの会計年度任用職員は、適用除外です。ただし、職務専念義務や信用失墜行為禁止等の服務規律については適用となるため、事前に届出等が必要になります。

4 採用までの流れ

① 会計年度任用職員登録申込み

- ・以下の書類を4月23日（水）午後3時まで[※]に持参又は郵送（必着）してください。
郵送で申込む場合は、簡易書留により、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員受験申込」と記載してください。
- （ア） 会計年度任用職員登録申込書（指定様式）
- （イ） その他必要書類がある場合はその書類（別紙募集一覧の備考欄参照）
※指定様式は教育委員会では配布していません。



② 選 考

- ・募集を行っている所属先で選考を行います。試験の日時については、書類確認後随時、教育委員会からお知らせします。



③ 採 用

- ・選考結果は、教育委員会から受験者全員に通知します。
- ・受験資格に掲げる資格等を取得見込みの方が、資格を取得できなかった場合などには、採用されません。受験資格がないことが明らかになった場合、虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。

5 その他注意事項

- ・この選考において提出された書類は一切返却しません。
- ・この選考において村が収集する個人情報、選考及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

6 問い合わせ・受験書類提出先

住所 〒787-0802 高知県幡多郡三原村宮ノ川 1120 番地
担当係 三原村教育委員会 多智花（たちばな）
連絡先 電話：0880-46-2559 FAX：0880-46-2560